

婚姻届を提出された場合

ここに挙げているのは大阪市における代表的な例です。世帯や個人の状況によっては、これ以外にも手続きが必要な場合がありますので、個別にご確認ください。

区役所での手続が必要な方		城東区役所での窓口
個人番号カードをお持ちで氏が変わった方	氏名変更の手続が必要です。氏名の変更に伴い、電子証明書が失効します。再度電子証明書が必要な場合は、窓口で電子証明書の発行申請を行ってください。 カード手続きまでにお待ちいただく目安時間【 分】	1階 13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
印鑑登録をしておられて氏が変わった方	登録されている印鑑によっては自動的に失効します。 担当の窓口でお尋ねください。	
国民健康保険にご加入で氏が変わった方	後日（1週間程度）資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※個人番号カードへ登録されている方は、資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 変更後の資格確認書等についてご相談がある方は窓口サービス課（保険年金：保険）へお越しください。	1階 15番 窓口サービス課 (保険年金：保険) 電話 6930-9956
の各 方種 で医 氏療 が助 變成 わ証 つを たお 方持 ち	こども医療証 ひとり親家庭医療証 をお持ちの方	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
	重度障がい者医療証 をお持ちの方	
	肝炎治療受給者証 をお持ちの方	
児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	各種変更手続きが必要な場合があります。 担当の窓口でお尋ねください。	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
方各 で種 氏手 が帳 変を わお つ持 たち 方の	身体障がい者手帳、 療育手帳、障がい者手帳等 をお持ちの方	1階 18番 保健福祉課（障がい） 電話 6930-9857
	身体障がい者手帳 療育手帳 障がい者手帳等 をお持ちの方	
乳幼児がおられる方で氏が変わった方	3か月、1歳6か月、3歳児健診が済んでおられない方は氏名変更の手続きが必要です。	2階 21番 保健福祉課（保健） 電話 6930-9882

裏面もご覧ください

区役所での手続が必要ない方		城東区役所での窓口
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後日新しい資格確認書を簡易書留にて送付します。	1階 15番 窓口サービス課 (保険年金・保険) 電話 6930-9956
介護保険証をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後日新しい保険証を郵送します。	1階 17番 保健福祉課 (介護保険・高齢) 電話 6930-9859
公立の小・中学校に通うお子様がおられる方	保護者や児童の氏名などに変更があれば、区役所から学校へ通知します。	1階 14番 窓口サービス課 (就学) 電話 6930-9085

住所や世帯構成に変更があった方 (戸籍の届出だけでなく、別途住民異動届が必要です)		城東区役所での窓口
城東区へ転入された方、城東区内で引っ越しをされた方、または市外へ引っ越しをされる方	転入届、転居届、転出届等が必要です。	1階13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
大阪市内の他区へ引っ越しをされた方	新しくお住まいになった区へ転入届が必要です。	お住まいの区の 窓口サービス課 (住民情報) ※区によって担当の名称が異なる場合があります。
世帯構成が変わった方	世帯合併・世帯分離等の変更届が必要です。	1階13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963

その他の手続			
方氏 が 変わ つた	各種免許証をお持ちの方	氏名変更の手続きが必要です。	各種免許発行機関へお問い合わせください。
	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお問い合わせください。
	年金を受給されている方		年金事務所等へお問い合わせください。
わ本 つ籍 たが 方変	各種免許証をお持ちの方	本籍の変更届が必要な場合があります。	各種免許発行機関へお問い合わせください。
	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお問い合わせください。

城東年金事務所	大阪市城東区中央1-8-19	電話 06-6932-1161
城東警察署	大阪市城東区中央1-9-41	電話 06-6934-1234
大阪パスポートセンター（本所）	大阪市中央区大手前3-1-43	電話 06-6944-6626

☆本人通知制度のご案内 ~第三者への交付をお知らせします~

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html>